



STANDARD

2026年4月7日

各 位

会 社 名 株式会社エイジス
代 表 者 代表取締役社長 福田 久也
(東証スタンダード コード番号: 4659)
問い合わせ先 経営企画室長 小川 善央
T E L 0 4 3 - 3 5 0 - 0 9 1 1

会 社 名 有限会社斉藤ホールディングス
代 表 者 代表取締役 齋藤 昭生

**有限会社斉藤ホールディングスによる
株式会社エイジス株式（証券コード：4659）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

有限会社斉藤ホールディングスは、2026年4月7日、株式会社エイジスに対する公開買付けの結果を別添のとおり、お知らせいたします。

以 上

本資料は、有限会社斉藤ホールディングス（公開買付者）が株式会社エイジス（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年4月7日付「株式会社エイジス株式（証券コード:4659）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2026年4月7日

各位

会社名 有限会社斉藤ホールディングス
代表者 代表取締役 齋藤 昭生

株式会社エイジス株式（証券コード：4659）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

有限会社斉藤ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年2月19日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している株式会社エイジス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年2月20日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2026年4月6日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

有限会社斉藤ホールディングス
千葉県千葉市花見川区畑町597番地

(2) 対象者の名称

株式会社エイジス

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	5,524,524(株)	2,716,600(株)	—(株)
合計	5,524,524(株)	2,716,600(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,716,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う最大数である5,524,524株を記載しております。これは、対象者が2026年2月2日に公表した「2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（10,771,200株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,331,091株）を控除した株式数（8,440,109株）

株。以下「本基準株式数」といいます。) から、公開買付者が 2026 年 2 月 20 日現在所有する対象者株式 (1, 883, 000 株)、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式で、かつ 2026 年 2 月 20 日時点において譲渡制限が解除されていない株式 (16, 601 株) 及び、対象者を創業した齋藤茂昭氏の息子であり、対象者の第 2 位株主である齋藤昭生氏の所有する対象者株式 (1, 015, 984 株。以下「本不応募合意株式」といいます。) の合計の株式数を控除した株式数です。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2026 年 2 月 20 日 (金曜日) から 2026 年 4 月 6 日 (月曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、4, 450 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (2, 716, 600 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数 (4, 984, 891 株) が買付予定数の下限 (2, 716, 600 株) 以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、2026 年 4 月 7 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	4, 984, 891 株	4, 984, 891 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	4, 984, 891 株	4, 984, 891 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	18,830 個	(買付け等前における株券等所有割合 22.31%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	13,495 個	(買付け等前における株券等所有割合 15.99%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	68,678 個	(買付け等後における株券等所有割合 81.37%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	10,268 個	(買付け等後における株券等所有割合 12.17%)
対象者の総株主等の議決権の数	84,154 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年11月10日に提出した第49期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（8,440,109株）に係る議決権の数（84,401個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日
2026年4月13日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等について、公開買付者が本公開買付けに係る公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式、及

び本不応募合意株式を除きます。)を取得し、対象者株式を完全子会社化するための一連の手続を実施することを予定しておりますので、当該手続が実行された場合、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

有限会社斉藤ホールディングス

(千葉県千葉市花見川区畑町 597 番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。